

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 市道の路線認定【建設局総務部管理課】2
- 市道の路線変更【建設局総務部管理課】6
- 市道の路線廃止【建設局総務部管理課】7
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】8
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】9
- 計量法による指定定期検査機関の指定【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】10
- 利用料金の額の承認【産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課】11

◇ 公 告

- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】12
- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【環境局環境国際経済部温暖化対策課】13

北九州市告示第 296 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年 12 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3288	吉志 241 号線	門司区吉志二丁目	門司区吉志二丁目
3289	新門司 13 号線	門司区新門司二丁目	門司区新門司二丁目
3290	原町別院 19 号線	門司区原町別院	門司区原町別院
3401	南丘 32 号線	小倉北区南丘二丁目	小倉北区南丘二丁目
3402	南丘 33 号線	小倉北区南丘二丁目	小倉北区南丘二丁目
6344	上吉田 116 号線	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
6345	上吉田 117 号線	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
6346	朽網東 41 号線	小倉南区朽網東二丁目	小倉南区朽網東二丁目
6347	葛原本町 114 号線	小倉南区葛原本町三丁目	小倉南区葛原本町三丁目
6348	葛原本町 115 号線	小倉南区葛原本町三丁目	小倉南区葛原本町三丁目

6 3 4 9	下石田 1 7 号線	小倉南区下石田二丁目	小倉南区下石田二丁目
6 3 5 0	高野 2 7 号線	小倉南区高野四丁目	小倉南区高野四丁目
6 3 5 1	長尾 6 0 号線	小倉南区長尾四丁目	小倉南区長尾四丁目
6 3 5 2	長野東町 5 号線	小倉南区長野東町	小倉南区長野東町
6 3 5 3	長野東町 6 号線	小倉南区長野東町	小倉南区長野東町
6 3 5 4	湯川新町 1 2 6 号線	小倉南区湯川新町二丁目	小倉南区湯川新町二丁目
3 8 9 2	塩屋 1 8 6 号線	若松区塩屋一丁目	若松区塩屋一丁目
3 8 9 3	ひびきの南 2 号線	若松区ひびきの南一丁目	若松区ひびきの南一丁目
2 1 0 8	天神町 1 4 号線	八幡東区天神町	八幡東区天神町
2 1 0 9	天神町 1 5 号線	八幡東区天神町	八幡東区天神町
2 1 1 0	天神町 1 6 号線	八幡東区天神町	八幡東区天神町
2 1 1 1	天神町 1 7 号線	八幡東区天神町	八幡東区天神町
7 0 4 1	岩崎 7 号線	八幡西区岩崎三丁目	八幡西区岩崎三丁目
7 0 4 2	北鷹見町 1 1 号線	八幡西区北鷹見町	八幡西区北鷹見町
7 0 4 3	北鷹見町 1 2 号線	八幡西区北鷹見町	八幡西区北鷹見町

7 0 4 4	北鷹見町 1 3 号線	八幡西区北鷹見町	八幡西区北鷹見町
7 0 4 5	北鷹見町 1 4 号線	八幡西区北鷹見町	八幡西区北鷹見町
7 0 4 6	京良城町 9 号 線	八幡西区京良城町	八幡西区京良城町
7 0 4 7	京良城町 1 0 号線	八幡西区京良城町	八幡西区京良城町
7 0 4 8	京良城町 1 1 号線	八幡西区京良城町	八幡西区京良城町
7 0 4 9	京良城町 1 2 号線	八幡西区京良城町	八幡西区京良城町
7 0 5 0	木屋瀬 1 0 9 号線	八幡西区木屋瀬二丁 目	八幡西区木屋瀬二丁 目
7 0 5 1	東筑 2 2 号線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目
7 0 5 2	東筑 2 3 号線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目
7 0 5 3	東筑 2 4 号線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目
7 0 5 4	東筑 2 5 号線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目
7 0 5 5	東筑 2 6 号線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目
7 0 5 6	東鳴水 6 1 号 線	八幡西区東鳴水五丁 目	八幡西区東鳴水五丁 目
7 0 5 7	東鳴水 6 2 号 線	八幡西区東鳴水五丁 目	八幡西区東鳴水五丁 目
7 0 5 8	東鳴水 6 3 号 線	八幡西区東鳴水五丁 目	八幡西区東鳴水五丁 目

7059	町上津役東5 0号線	八幡西区町上津役東 一丁目	八幡西区町上津役東 一丁目
7060	町上津役東5 1号線	八幡西区町上津役東 一丁目	八幡西区町上津役東 一丁目
7061	真名子11号 線	八幡西区真名子一丁 目	八幡西区真名子一丁 目
7062	光貞台53号 線	八幡西区光貞台二丁 目	八幡西区光貞台二丁 目
7063	南鷹見町22 号線	八幡西区南鷹見町	八幡西区南鷹見町
7064	南鷹見町北鷹 見町1号線	八幡西区南鷹見町	八幡西区北鷹見町
1890	西鞘ヶ谷町2 7号線	戸畑区西鞘ヶ谷町	戸畑区西鞘ヶ谷町

北九州市告示第 297 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年 12 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
652	恒見朽網線	新	門司区新門司三丁目	小倉南区大字朽網
		旧	門司区大字恒見	小倉南区大字朽網
5196	上吉田 90 号線	新	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
		旧	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
3781	塩屋 123 号線	新	若松区塩屋一丁目	若松区塩屋一丁目
		旧	若松区塩屋一丁目	若松区塩屋一丁目
3782	塩屋 124 号線	新	若松区塩屋一丁目	若松区塩屋一丁目
		旧	若松区塩屋一丁目	若松区塩屋一丁目
3883	塩屋 183 号線	新	若松区塩屋一丁目	若松区塩屋一丁目
		旧	若松区塩屋一丁目	若松区塩屋一丁目

北九州市告示第 298 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年 12 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
1939	葛原本町 4 1 号線	小倉南区葛原本町六丁目	小倉南区葛原本町六丁目
6813	本城 2 5 3 号線	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城
6814	本城 2 5 4 号線	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城
6815	本城 2 5 5 号線	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城
6972	本城学研台 6 号線	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城

北九州市告示第 299 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年 12 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3781	塩屋 123 号線	若松区塩屋一丁目 1 番 101 地先から 若松区塩屋一丁目 5 番 116 地先まで	6.0	36.8
3782	塩屋 124 号線	若松区塩屋一丁目 5 番 117 地先から 若松区塩屋一丁目 2 番 107 地先まで	6.0	76.8
3883	塩屋 183 号線	若松区塩屋一丁目 1 番 103 地先から 若松区塩屋一丁目 1 番 101 地先まで	5.9 ～ 6.0	31.2
3892	塩屋 186 号線	若松区塩屋一丁目 2 番 108 地先から 若松区塩屋一丁目 2 番 107 地先まで	4.0	17.0

北九州市告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和元年12月26日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
3781	塩屋123号線	若松区塩屋一丁目1番101地先から 若松区塩屋一丁目5番116地先まで
3782	塩屋124号線	若松区塩屋一丁目5番117地先から 若松区塩屋一丁目2番107地先まで
3883	塩屋183号線	若松区塩屋一丁目1番103地先から 若松区塩屋一丁目1番101地先まで
3892	塩屋186号線	若松区塩屋一丁目2番108地先から 若松区塩屋一丁目2番107地先まで

北九州市告示第301号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき、次のとおり指定定期検査機関を指定したので、同法第159条第3項第1号の規定により公示する。

令和元年12月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 名称及び所在地

特定非営利活動法人 北九州市計量士会

北九州市小倉北区親和町6番2号

一般社団法人 福岡県計量協会

福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2

2 指定した日

令和元年12月19日

北九州市告示第 3 0 2 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、北九州産業技術保存継承センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 5 条の規定により次のとおり告示する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

金額					期間	
企 画 展 示 室	陳 列 品 の 観 覧 料	—		大人	小・中学校の 児童及び生徒	令和 2 年 1 月 1 8 日から同月 2 6 日まで
		個人	1 人	0 円	0 円	
		団体（30 人以上）	1 回	0 円	0 円	

北九州市公告第 5 4 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和元年 1 2 月 2 6 日 第 7 5 4 9 0 2 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区徳吉東四丁目 3 0 2 番 1 3	2 5 . 1 8	5 . 0 0

北九州市公告第 5 5 1 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 響灘地区を中心とした再エネ水素サプライチェーンモデルの調査検討業務
- (2) 業務内容 再エネ関連施設が集積する響灘地区の特性をいかし、CO₂フリー水素の製造・供給拠点を目指して、水素社会・低炭素社会のモデル化を全国に先駆けて取り組んでいくための検討を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 2 年 3 月 2 7 日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項及び北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 6 0 号）第 7 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 1 8 条又は第 1 9 条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等をいう。）が未納でないこと。

(6) 受託者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、かつ、調査提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 業務実績

(2) 業務実施体制

(3) 企画提案書内容

(4) 業務への取組み方針

(5) 調査スケジュール管理

(6) 見積の妥当性

4 契約の交渉等

前項の評価基準により決定した受託候補者と、第1項の業務の委託契約締結の交渉を行う。

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市環境局環境国際経済部温暖化対策課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2286

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は、北九州市環境局環境国際経済部温暖化対策課のホームページにも掲載する。

イ 交付期間 この公告の日から令和2年1月8日まで（日曜日、土曜日

及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年12月30日から令和2年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで
ウ 交付方法 無償にて交付する。

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは、認めない。

(3) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和2年1月9日午後3時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。